

1月31日までに申告してください

償却資産の申告をお願いします

事業を行っており、償却資産（事業用資産）を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している資産を、設置している市町村へ申告する必要があります。

※償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械および装置、船舶、車両および運搬具、工具・器具、備品など）です。

【申告対象者】1月1日現在で紀宝町において、償却資産を所有されている方

【提出物】償却資産申告書

※資産に異動がある場合は種類別明細書も必要

【申告期限】1月31日（水）

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。



固定資産税は1月1日が基準日です

家屋を増築、取り壊しされた方はお知らせください

家屋と土地に課税する固定資産税は、毎年1月1日現在の状態で課税しています。

昨年中に家屋の新築や増築、または取り壊しをされた場合は、役場税務住民課までお知らせください。

※家屋の登記をされた方、すでに調査を受けた方は、連絡は不要です。

※後日、現地調査の立ち会いをお願いする場合があります。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

町内の求人企業が大集合

紀宝町合同就職説明会を開催します

町商工会では、求人・雇用に積極的に取り組んでいる町内の企業を集めた「紀宝町合同就職説明会」を次のとおり開催します。

就職活動中の学生やUターン・Iターン就職、紀宝町での就職に興味のある方、またそのご家族など、事前申し込みの必要はありませんので、お気軽にご参加ください。

◆紀宝町合同就職説明会

【日時】1月28日（日）、29日（月）

午後1時～5時

【場所】まなびの郷

【参加予定企業数】12社

※「企業PRブック」をご覧ください。

▶詳しくは、町商工会（☎21-6475）までお問い合わせください。

◆「企業PRブック」を作成

就職説明会に参加する企業の紹介冊子「企業PRブック」を作成しました。今月号の広報きほうと一緒に配布しますので、ぜひご活用ください。



除外申請の期限は2月29日

自衛官等募集に関する対象者情報の提供について

自衛官等募集事務については、自衛隊法第97条において法定受託事務と定められており、町では防衛大臣および自衛隊三重地方協力本部からの依頼に応じて、募集対象者情報を提供しています。

【提供先】自衛隊三重地方協力本部

【対象者】令和6年度に18歳になる方および22歳になる方

【情報範囲】住所、氏名、生年月日、性別

【利用目的】自衛官および自衛官候補生に関する募集案内を送付するため

※提供された情報は、自衛隊三重地方協力本部において法令に基づき適切に管理され、募集案内送付後には情報を破棄します。

◆自衛隊への情報共有を希望されない方へ

除外申請の手続きをしていただくことで、自衛隊へ提供される情報から除外することができます。情報の提供を望まない場合は、役場総務課窓口で手続きをお願いします。

【申請時に必要なもの】

◎対象者本人または法定代理人が申請する場合

本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）

◎対象者の代理人が申請する場合

委任状、対象者の本人確認書類、代理人の本人確認書類

【申請期限】2月29日（木）

▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。

相談には事前予約が必要です

税理士による無料税務相談所を開設します

尾鷲税務署では、税理士による所得税等の無料税務相談を下記のとおり開催します。相談を希望される場合は、電話による事前予約が必要です。

【開設日】2月15日（木）午前9時30分～午後4時

※正午～午後1時は昼休憩

【会場】紀宝町役場 大会議室

【予約方法】1月16日（火）以降に右記の尾鷲税務署個人課税部門に電話し、自動音声の案内に従い、「2」を選択してください。

【対象者】

①前年分の所得金額が、300万円（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または、事業専従者控除額を控除する前の金額）以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者

※年金受給者を除きます。

②①の方で、消費税の課税事業者である場合には、令和3年分の課税売上高が3,000万円以下の方

③給与および年金受給者

※申告内容によっては、相談できない場合があります。

【留意事項】

- 予約は先着順です。
- 無料税務相談所では、譲渡所得（株式等譲渡所得を含む）、山林所得、贈与税、相続税の相談は応じられません。
- 消費税の相談で、申告書の作成に時間を要する方は、売上および仕入れ（経費）に係る各金額を8%（軽減税率）と10%（標準税率）に区別するとともに、インボイス制度開始後の仕入れについて、インボイス発行事業者からの仕入れとインボイス発行事業者以外の者からの仕入れに区分した上で、それぞれの科目ごとに集計するなど、事前に準備してください。

▶詳しくは、尾鷲税務署個人課税部門（☎0597-22-2222）までお問い合わせください。